

(仮称) 高砂市福祉総合相談センター 整備方針 (案)

高砂市福祉部

令和3年9月

【目次】

第1章 検討の背景	1
第2章 基本的な考え方	1
1 総論	1
2 計画上の位置づけ	2
3 総合的かつ包括的な福祉相談支援拠点の機能を担う相談センター	3
第3章 相談体制の現状と課題	4
1 相談支援体制の現状	4
2 相談件数の推移	4
3 相談支援体制の課題	5
第4章 検討事項	5
1 高砂市ユースアイ福祉交流センターの設置目的	5
2 相談センターの設置場所の検討	5
3 旧伊保幼稚園跡に移設する目的（ねらい）	7
4 分散及び移転する機能（事業）の具体例	7
5 「生涯活躍のまち」機能の検討	8
6 相談センターへのアクセスについての検討	8
第5章 検討結果	10
第6章 相談センターの設置概要とその効果	11
第7章 相談センター設置に向けたスケジュール（案）	12

【参考資料】

相談センター平面図（1階）	13
相談センター平面図（2階）	14
相談センター配置図	15
見積比較表	16

第1章 検討の背景

これまで福祉サービスは、高齢者、児童、障がい者など対象ごとに充実・発展してきた。加えて、高齢者施策については地域包括ケアを進め、子育て支援についても地域での子育てが重視されるようになり、障害者福祉については施設から地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域福祉づくりに取り組んできた。

その一方で、共働き世帯の増加や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまでに以上に必要となる中、高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮等様々な分野において、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況がある。

また、医学の進歩等に伴い、医療を受けながら地域で暮らす患者等が増加し、それに伴い、これらの者の福祉サービスに対するニーズも増幅している。

さらに、様々な分野の課題が絡み合ったり、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況が顕在化している。

こうした課題に対して、地域コミュニティの発展と地域全体で支える力を再構築することが求められるとともに相談・支援のあり方としても、これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な対応や課題解決が実現できるとは限らない状況が生じてきている。

したがって、いわゆる互助・共助の取組を育みつつ対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的かつワンストップ型の相談・支援を行うことを可能とすることが必要となっている。

第2章 基本的な考え方

1 総論

本方針は、第5次高砂市総合計画及び高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第8期）及び第6期高砂市障害福祉計画兼第2期障害児福祉計画に基づき地域コミュニティの強みを活かし、一人暮らしの高齢者への日常における見守りや障がい者及びその家族等への支援、災害時における要配慮者（以下「高齢者等」という。）の支援など様々な分野をまたがる総合的サービスの提供や包括的な相談体制の強化などにより、支え合いの地域共生社会の実現と旧伊保幼稚園跡地の有効活用に向けて（仮称）高砂市福祉総合相談センター（以下「相談センター」という。）を整備するための基本的な方針を定めるものである。

2 計画上の位置づけ

【第5次高砂市総合計画】

政策（1－4）	地域で自立を支え合い、つながり合うまち【福祉政策】	
施策の基本的な方向	① すべての人が合理的な配慮により、必要な福祉サービスを受け、自立して生活できる環境が整っています。 ② 支援する人を応援し、支え合う社会ができています。	
KPI	生活支援コーディネーターの人数、生活困窮者自立支援制度に関する新規相談受付件数、相談支援事業利用状況件数、認知症カフェの運営箇所数	
主な取組	高齢者の生活の自立支援	高齢になったことに起因する困難に関する相談に対応し、高齢者福祉サービスや生活支援サービスの提供などにより高齢者の生活を支援します。
	障がい者の生活の自立支援	高砂市障がい者基幹相談支援センターの充実により障がいに起因する困難がある人や家族に寄り添った相談支援を行います。
	地域包括ケアシステムの推進	高齢者等の総合相談、権利擁護など地域包括支援センターの業務の充実、地域ケア会議の充実などにより、地域で生活を営む上で支援を必要とする人が、能力を發揮しながら在宅生活を維持する地域包括ケアシステムを推進します。
	成年後見制度の利用促進	関係機関からの情報が提供されることにより、権利擁護支援が必要な全ての市民が権利擁護支援施策の対象者となり、適切な支援が受けられる体制の構築を図ります。

【高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第8期）】

基本目標 2 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

施策（1）地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高砂地区にある高砂市ユアアイ福祉交流センター内に設置していますが、協力センターも含め、伊保地区、曾根地区に高齢者の相談窓口がないことや障がい者基幹相談支援センター及び今後市が設置予定の権利擁護センターなどの相談機関を1箇所にまとめることにより、相談機能の充実と利便性の向上を図るため、一部の地域包括支援機能を高砂市ユアアイ福祉交流センターに残しつつ、市の中心部に近い旧伊保幼稚園跡地への移転を検討しています。

【第6期高砂市障害福祉計画兼第2期障害児福祉計画】

第4章 第6期障害者福祉計画の見込量

(2) 地域生活支援事業の見込量

ウ) 相談支援事業

■見込量確保のための方策

基幹相談支援センターは、令和元年度に設置されており、引き続き関係機関との連携及び情報共有に努めるとともに、市の中心部に近い旧伊保幼稚園跡地への移転を検討します。

【高砂市公共施設全体最適化計画】

個別施設計画における旧伊保幼稚園

2026（令和8）年の状態

機能面：用途変更、施設面：用途変更

取組：2024（令和6）年度以降、障がい者基幹相談支援センター及び地域包括支援センターとしての活用を検討する。

※ これら各計画の考え方を踏まえ、総合的な福祉相談支援拠点の機能を担う相談センターを整備することで、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、地域共生社会の推進を目指したいと考えています。

3 総合的かつ包括的な福祉相談支援拠点の機能を担う相談センター

相談センターは、福祉に関する相談ノウハウを保有する専門職員を複数配置することで、高齢者等の多様化、複雑化する様々なニーズに対応できる総合的・包括的な相談支援機能を発揮するものです。これまで高齢者の相談機能を担う「地域包括支援センター」は、平成27年4月に市民福祉の増進を図るため、その交流及び活動の拠点として、市域の東端部の高砂町に設置された「高砂市ユアアイ福祉交流センター」にその機能を有しています。

その一方、障がい者の相談機能を担う「基幹相談支援センター」は、平成31年4月に障がいのある人の地域の相談支援拠点として、市域の西端部の北浜町にある「社会福祉法人あかりの家」が所有する「地域支援センターあいあむ」内に開設しましたが、令和2年12月に利便性の観点から同社会福祉法人が所有する曾根町の「納豆工房なっとこちゃん」に移転しています。

現状における相談支援体制の課題については、介護予防など高齢者の相談に応じる地域包括支援センターと自立支援や就労支援など障がい者の相談に応じる基幹相談支援センターは、市域の東西にそれぞれ点在しており、総合的な福祉の相談支援機能の充実を図るため、これらの機能と役割を集約化、複合化することで、市民にとってわかりやすい相談窓口として、また、より地域に密着した相談センターとして機能することを目指します。

また、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地方自治体においては認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できる体制を構築し、これらの者の権利を尊重して擁護することにより安心して暮らせる地域づくりと成年後見制度の利用促進を図るよう求められており、令和3年度末までに各市町村における計画の策定及び中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備が掲げられています。

これらを踏まえ、相談センターに地域包括支援機能、基幹相談支援機能、成年後見制度利用支援機能を市域の中心部に集約することで、高齢者等への相談支援の中核的な役割を担う体制の確保を目指します。

なお、相談センターの施設整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「兵庫県福祉のまちづくり条例」に規定されている基本理念や基本方針に則した整備の推進を図ります。

第3章 相談体制の現状と課題

1 相談支援体制の現状

福祉に関する相談支援体制の現状

	地域包括支援センター	基幹相談支援センター
設置の根拠法令	介護保険法第115条の46第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第2項
設置者	高砂市	高砂市
設置場所	高砂市ユーアイ福祉交流センター1階	納豆工房なっところちゃん（障がい者就労支援事業所）2階
設置地区	高砂地区	曾根地区
職員数	42名	2名
事業の委託先	（社福）高砂市社会福祉協議会	（社福）あかりの家

2 相談件数の推移

（単位：件）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H30年度	R1年度	R2年度
地域包括	823	952	948	1,195	1,282	1,356
基幹相談	—	—	—	—	2,327	4,273

3 相談支援体制の課題

それぞれの受託先とのヒアリングを実施し、下記の内容が課題となっています。

地域包括支援センター	基幹相談支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ・市域の東部に位置しているため、比較的西部の対応に時間がかかる。 ・近年包括に寄せられる相談については、その内容が複雑化しており、これらを適切且つ迅速に対応するためには職員の増員が必須となっている。 ・現事務所では、業務スペースが手狭な状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の西部に位置しているため、比較的東部の対応に時間がかかる。 ・民間事業所（社福）内に設置していることから案内看板もなく周知が図れていない。 ・受託先において専門の相談室が確保されていない。 ・障がい者団体からも市域の中心に設置してほしいとの強い要望が寄せられている。 ・相談件数が年々増加傾向にあり専門相談員の増員が必要。

第4章 検討事項

1 高砂市ユアアイ福祉交流センターの設置目的

【議会答弁】

- ・幼年、壮年、老年の三世代交流、障がい者の活動及び子育て支援の拠点（平成25年3月定例会）
- ・高齢者、障がい者及び子育て世代等の交流の拠点（平成26年6月定例会）
- ・高齢者や障がいのある人、子育て世代の交流の場、また、ボランティア等、福祉の担い手の交流の場（平成27年3月定例会）

【設置条例】

- ・高砂市ユアアイ福祉交流センター条例第1条（設置）において「市民の福祉の増進を図るため、その交流の拠点として設置する。」とされている。

※ 以上を踏まえ、ユアアイ福祉交流センターは、高齢者、障がい者、子育て世代の交流及び活動の場として、位置付けられたものと認識している。よって、（社福）社会福祉協議会を含め高齢者や障がい者に特化した拠点及び役割を担う公の施設となるものではない。

2 相談センターの設置場所の検討

相談センターの設置にあたっては、相談機能の移転先、事務スペース及び相談ス

ペースの確保、費用対効果、ランニングコストなど様々な角度から検討を施し、ベストな選択が求められるため、以下の4つの比較検証を行いました。

A 案：高砂市ユアアイ福祉交流センターに基幹相談支援センターを移転

市域の東部に位置しているため、相談機能に偏りが生じてしまう。

相談機能の集約化するには、施設の増改築が必要となり、その費用は概算で約5億6千万円を上回る。また、当該施設は、社会資本整備総合交付金を活用し、設置され、部屋ごとの設置目的に応じて補助率が異なるため、闇雲に形状を変更することは適正ではないものと考えられる。

B 案：新庁舎建設に伴う南庁舎の空きスペースへの移転

市内の中心部に位置し、既存施設の形状をそのまま活用することが可能であれば費用面からも理想的であるが、政策部公共施設マネジメント室との協議の結果、保健センター機能の移転の計画があったなかで、市民（健検診受診者等）の安全面での課題が指摘された経緯もあり、南庁舎への移転は困難であり、現計画においても空きスペースがないことから不可能と判断せざるを得ない。

C 案：保健センター（文化保健センター1F）跡地への移転

キャパシティーには問題はないが、高砂町エリアに相談機能が集中してしまう。本市の公共施設全体最適化計画における文化保健センターの個別施設計画では、「2021(令和3)年度中に一部機能移転後の利用について施設の活用を計画する。現指定管理期間が終了する2023(令和5)年度までに文化会館との統合を計画する。」とされていることから、持続可能な相談機能の充実や費用対効果の観点から優先順位は低いものと考えられる。

D 案：旧伊保幼稚園跡地への移転

市役所の近くに定点設置することで、市民にとって相談窓口がわかりやすくなり、市域の中心部に設置することから利便性が向上する。

高齢者の相談機能と障がい者の相談機能を集約することで、相乗効果と相互連携の強化が図れ、一体的な支援を提供・発揮できる仕組みを構築することができる。

相談センターの設置費用に関しては、概算で約1億2千万円（アスベスト無）若しくは約1億5千万円（アスベスト有）となり、比較的安価となる見込みである。

また、ランニングコストに関しては、概ね現在の業務委託料の範囲で対応可能と見込んでいるが、高齢者等の多様化、複雑化する様々なニーズに対応できる総合的・包括的な相談支援機能を発揮するには、職員や専門相談員の増員及び人材育成に向けた一定の経費は必要となる。

なお、旧伊保幼稚園跡地への移転にあたっては、高砂市 PPP（公民連携）導入指針の考え方を踏まえ、公共サービスの充実や事務の効率化に向け、民間等のノウハウ、専門知識、技術等の有効活用と市民サービスの維持向上が求められることから、相談センターの維持管理及び継続的發展を目指す上で、PFI、業務委託、指定管理者、貸与など様々な視点をもって検討を進める必要がある。

3 旧伊保幼稚園跡に移設する目的（ねらい）

地域包括支援センターは、市域の南東部に位置することから、北西部の市民の利便性を高めるため、市域の中央に位置する旧伊保幼稚園跡地にその機能の一部を移転・分散することで、高齢者の相談・支援の充実が図れる。

基幹相談支援センターは市域の西部にあり、委託法人施設内に設置されていることから、北東部の市民の利便性を高めるため、市域の中央にその機能のすべてを移転することで、障がい者の相談・支援の充実が図れる。

また、両センターともアウトリーチ型の自宅訪問での相談対応が多く、市域の中心部からの移動訪問となることから、訪問時間の短縮効果が見込まれ、子どもから高齢者まで年代性別を問わず、介護、障がい、生活困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、DV、虐待、公的・民間サービスの利用など福祉にかかる様々な悩みごとをしっかりと受け止め、安心して気軽に相談できるワンストップ型の相談体制の充実が図れる。

4 分散及び移転する機能（事業）の具体例

○地域包括支援センター（分散）

- ・センターの機能（介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント）
- ・社会保障充実事業（在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症初期集中、認知症地域支援ケア向上、地域ケア会議）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、いきいき百歳体操）
- ・予防給付（介護予防支援）

○基幹相談支援センター（移転）

- ・総合的、専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の強化及び地域移行、地域定着の促進の取り組み
- ・権利擁護、虐待防止の取り組み
- ・高砂市自立支援協議会の運営支援
- ・障がい及び障がい福祉に対する理解促進と啓発活動
- ・障がい者等が安心して地域生活を継続できる体制整備に係るコーディネート

○成年後見センター（将来的に追加）

- ・成年後見制度に関する相談及び手続き支援
- ・成年後見制度に関する広報及び啓発

- ・市民後見人の養成及び活動支援
- ・成年後見制度に係る機関等との連携及び調整

5 地方創生・生涯活躍のまち機能の検討

これまで当該相談センターの在り方を検討するなかで、利便性の向上及び相談機能の充実に加え、障害福祉サービス（就労継続支援B型）の施設外支援による障害者の雇用機会の創出などを柱に検討してきたものである。

また、地方創生の観点から全世代・全員活躍型のコミュニティづくりに向けた「生涯活躍のまち」の取り組みを推進するため、年齢及び障害の有無にかかわらず誰もが気軽に立ち寄れる空間づくりの必要性についても検討を行ってきたものである。

加えて、相談センター設置による改修費用については、地方債を財源とすることは可能であるが、優位な補助金及び交付金の対象事業に該当しないため、起債や一般財源の縮減に向け、政策部との連携・協議の上、地方創生関係交付金制度の活用を更に目指そうとするものである。

これらを踏まえ、地方創生の考えに則した1階部分の「だれでも立ち寄りステーション」構想が以下のとおり加わったものである。

国の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「生涯活躍のまち」は、全世代・全員活躍型の「誰もが居場所と役割を持ち活躍できるコミュニティづくり」を推進する分野横断的な施策として位置付けられました。

総合計画においても、生涯活躍のまちの考え方を採用しています。

【第5次高砂市総合計画（高砂市ひと・まち・しごと創生総合戦略）】

政策（3-2）	まちを考え、行動する市民活動があるまち【市民活動政策】	
施策の基本的な方向	① 多様な地域コミュニティ、市民活動の担い手が活躍しています。 ② 自主的な市民の地域活動が持続するよう、行政が支援しています。	
KPI	自治会加入世帯数、NPO 団体登録件数	
主な取組	多様な活躍の支援	コミュニティというつながりが、市民の複雑化・複合化するニーズに対応できるよう、公益的活動の担い手となる住民（市民、団体、関係人口等）、事業者、関係機関が地域で多様な活動ができるよう支援します。
	地域における居場所づくりの支援	男女、障がい者、高齢者、若い世代、子育て世代、外国人など、誰もが参加し役割を持つ居場所づくりにより地域共生社会の実現を目指します。
	公益的団体活動の支援	公益的な団体による自主的な活動を支援し、自発的に誰もが活動できるまちづくりを支援します。
	高齢者のいきがいく	高齢者が就労や学びや集いの場などで、役割を持つことにより、生涯を通じた活動ができるよう支援します。

「(仮称) だれでも立ち寄りステーション」構想

○目的

市の福祉相談機能に、あらゆる世代の多様な人々が、生きがいややりがいをもって活躍する居場所づくりの機能を追加することで、行政サービスの受け手としてではなく、主体的に地域コミュニティ、地域共生社会の担い手となる人材を育成します。

○内容

交流・居場所となるためのしかけ（工夫）、場（空間）をつくることを意識し、運営に携わる、運営を支援することが想定できる人が参画する会議体を設置し、事業主体者を支えます。

○想定する事業内容

カフェ、福祉アンテナショップなど、事業主体者が中心となる会議体において検討します。

○地方創生関係交付金の活用

市の事業としての相談機能に、地方創生・生涯活躍のまちに資する施策を追加することで、地域共生社会に向けた相乗効果が生まれると考えられます。

地方創生関係交付金については、補助採択の可能性が あることから、各関係団体及び関係機関と協議し、採択を目指して検討します。

6 相談センターへのアクセスについての検討

- ・現在の相談業務については、基幹相談支援及び地域包括支援センターともにアウトリーチ型の対応となっていることから、アクセスへの影響はほとんどないものと考えているが、成年後見に関する相談機能が追加されることにより、利用者にどう影響するかは不透明である。

- ・じょうとんバスの現系統では、近隣のバス停はなく、じょうとんバスによるアクセスは、不可能と判断される。

- ・最寄りの駅や公の施設とのシャトルバス運行という手法もあるが、費用対効果を見込んだ場合、不相当と判断される。

- ・相談に訪れる際に市内タクシーを利用していただき、施設到着時にタクシーチケットを提供するなど交通アクセスにおける負担軽減を図るといった新たなスキームを検討する。

※ 旧伊保幼稚園の跡地利用に関しては、これまで施設の統廃合及び用途検討委員会による「旧伊保幼稚園の跡地利用についての報告書（令和2年11月発行）」における検討結果を踏まえ、令和3年1月6日（水）、4月23日（金）、5月7日（金）、6月29日（火）、7月15日（木）、7月21日（水）、8月16日（月）に旧伊保幼稚園跡地の利活用に関する庁内会議等を開催し、様々なご指摘やご意見を受けたなかで相談センター設置の実現に向け、慎重な協議・検討を進めてきたものである。

第5章 検討結果

少子高齢化等により人口減少が進行している本市において、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高齢者等が地域で安心して暮らすためには、身近な相談支援体制の充実と地域による支援が不可欠となっている。

また、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が不可欠となっている。

国が示す地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくには、行政、地域、事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等と連携しながら、地域に根ざした支援を進めていく必要がある。

これらの課題に対応するため、それぞれの分野で対応していた相談支援体制から属性や世代を問わない相談、多機関協働、専門職による伴走支援の対応を可能とする相談センターを旧伊保幼稚園跡地に整備する。

この相談センターは、基本的に高齢者等の日常における不安や悩み、また、サービス利用など様々な相談を受け付ける中核的な役割を担うとともに福祉の総合的かつ包括的な相談機能（相談受付、アセスメント、支援の検討等）を有する機関として設置する。

加えて、本市の特徴を活かした自律的、持続的な地域社会の創生を目指すため、誰もがゆるやかにつながる拠点、立ち寄れる場所としての「福祉アンテナショップ」や「就労支援カフェ」を設置することで、年齢及び障害の有無にかかわらず誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりに取り組む。その核として、障害者総合支援法に基づき一般企業に雇用されることが困難な障がい者が働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練（物品販売、調理、接客等）を行う通所型の福祉サービス（就労継続支援B型）の提供可能な環境整備の推進を図る。

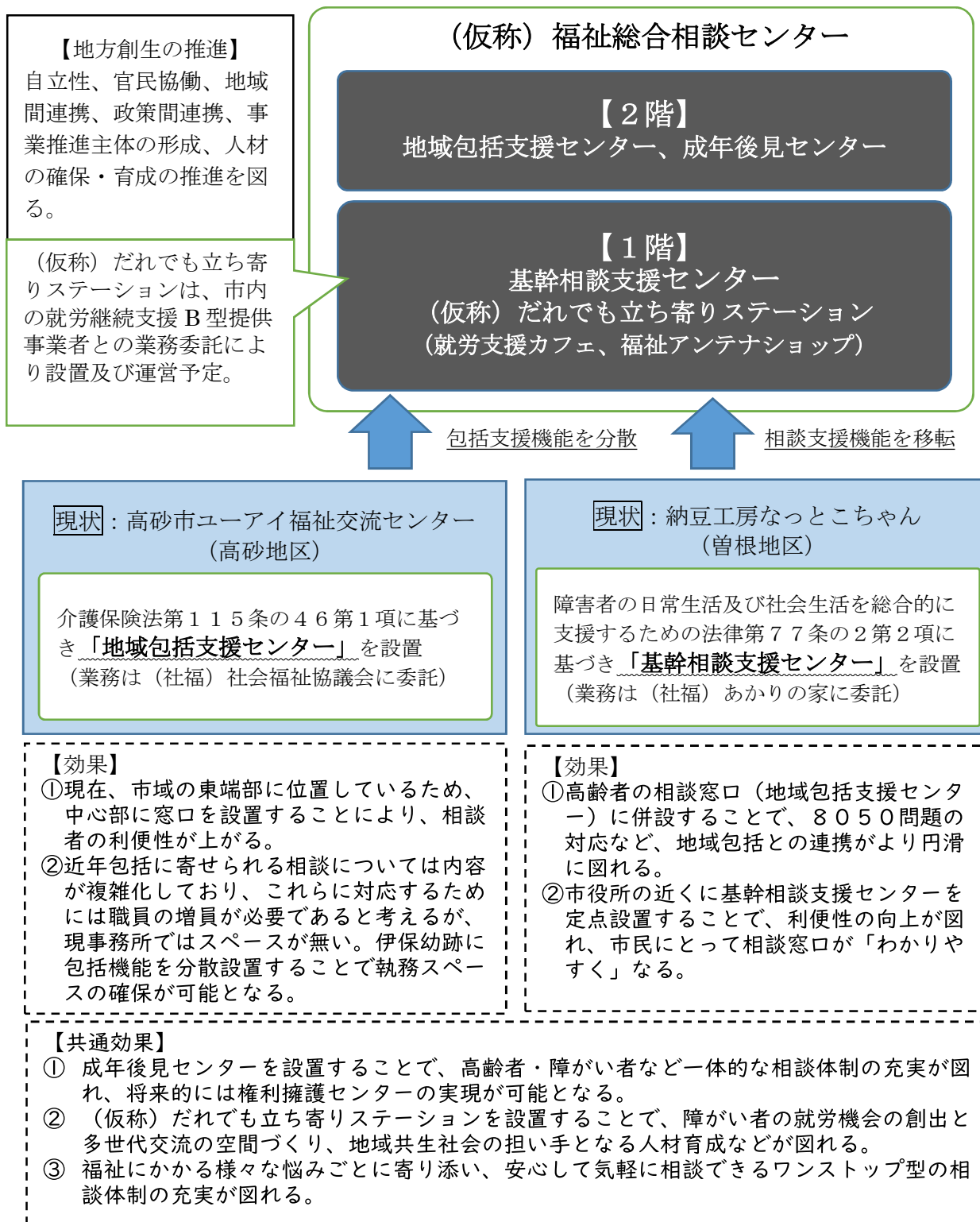
なお、相談センターの設置場所は、市街化調整区域に指定されていることから、施設整備にあたっては、建築許可申請（用途変更申請）にかかる兵庫県との調整が前提となり、「高砂市地域防災計画」に基づき、災害発生直後に必要となる食料・物資等の備蓄・調達体制の整備に努め、地震等による停電など不測の事態に対して高齢者等の人命確保を図るため、高齢者等に配慮した避難行動マニュアルを作成するなど相談センターの安心、安全を推進する観点で施設の整備を図るものとする。

第6章 相談センターの設置概要とその効果

設置目的 市域における高齢者等への総合的かつ包括的な相談支援の更なる充実と利便性の向上を図るとともに地方創生の考え方を踏まえ、障がい者の就労機会の創出と誰もが緩やかにつながる多世代交流の拠点及び役割を担う機関として設置する

設置場所 旧伊保幼稚園（伊保4丁目400番地）

【イメージ図】



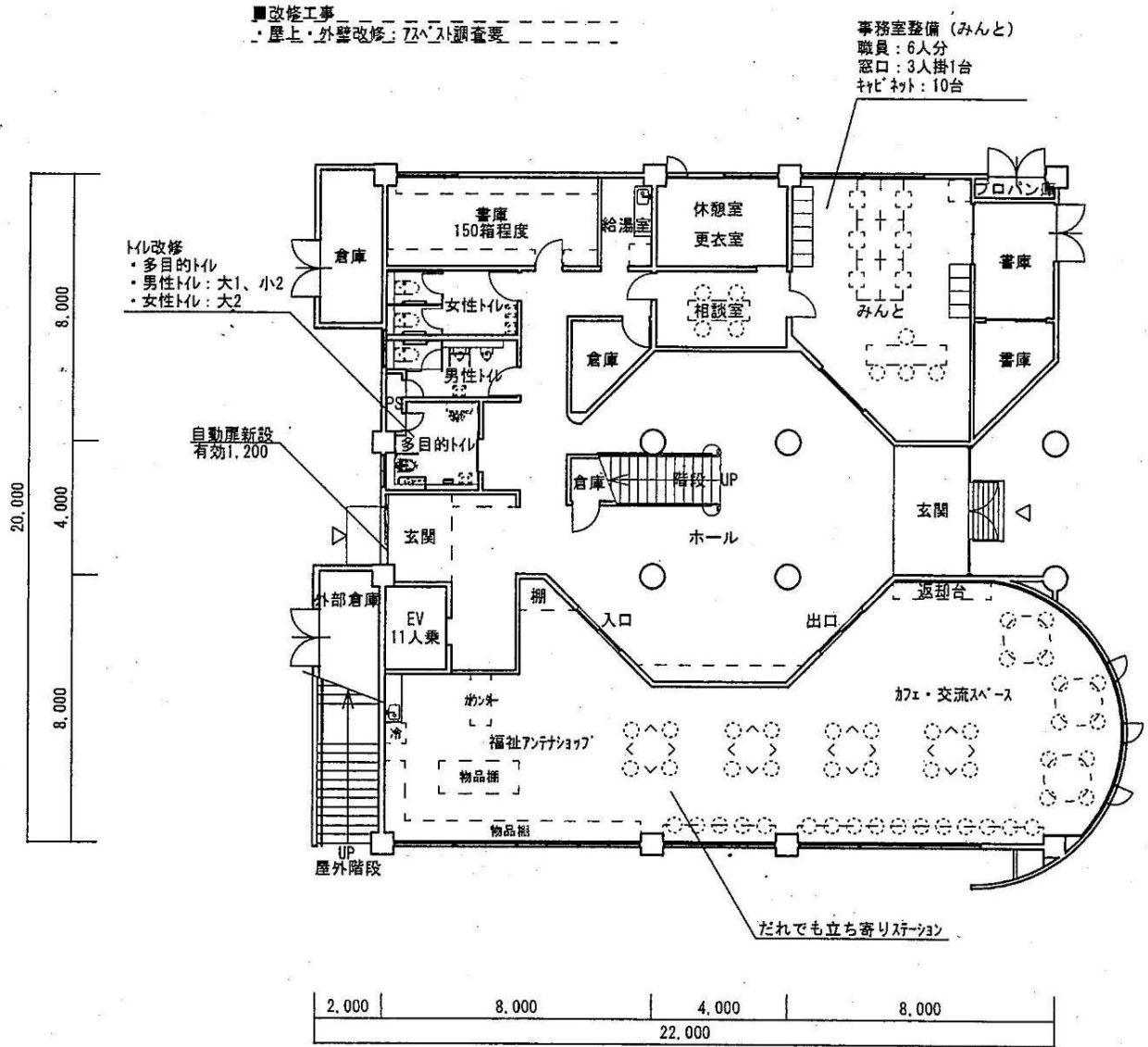
第7章 相談センター設置に向けたスケジュール（案）

令和6年度当初竣工を想定した場合

時期	内容	検討内容
令和3年度	<p>施設の利活用方針決定</p> <p>財源等の発掘検討</p> <p>施設の所管替</p> <p>建築許可申請（事前調整）</p> <p>汚水処理の検討</p> <p>標識等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）高砂市福祉総合相談センター整備方針の策定（福祉部） ・地方創生推進交付金の活用に向けての検討（福祉部・政策部） ・教育部⇒財務部⇒福祉部へ所管替え ・建築許可申請（用途変更申請）にかかる兵庫県との事前調整（都市創造部・福祉部・政策部） ・汚水処理の検討（上下水道部） ・道路案内標識、点字ブロック設置等の検討（都市創造部・福祉部） ・設計委託（基本設計・実施設計）にかかる予算要求（福祉部）
令和4年度	<p>基本・実施設計</p> <p>アスベスト調査</p> <p>建築許可申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計・実施設計（政策部） （アスベスト含有調査含む） ・建築許可申請（用途変更申請）事前及び本審査（政策部・都市創造部・福祉部） ・工事にかかる予算要求（福祉部） 改修工事、道路案内標識、点字ブロック設置等 ・什器等備品、引越し費用等にかかる予算要求（福祉部）
令和5年度	<p>施設の改修工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事
令和6年度	<p>施設の供用開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター ・地域包括支援センター ・成年後見支援センター（見込み） ・だれでも立ち寄りステーション（地方創生）

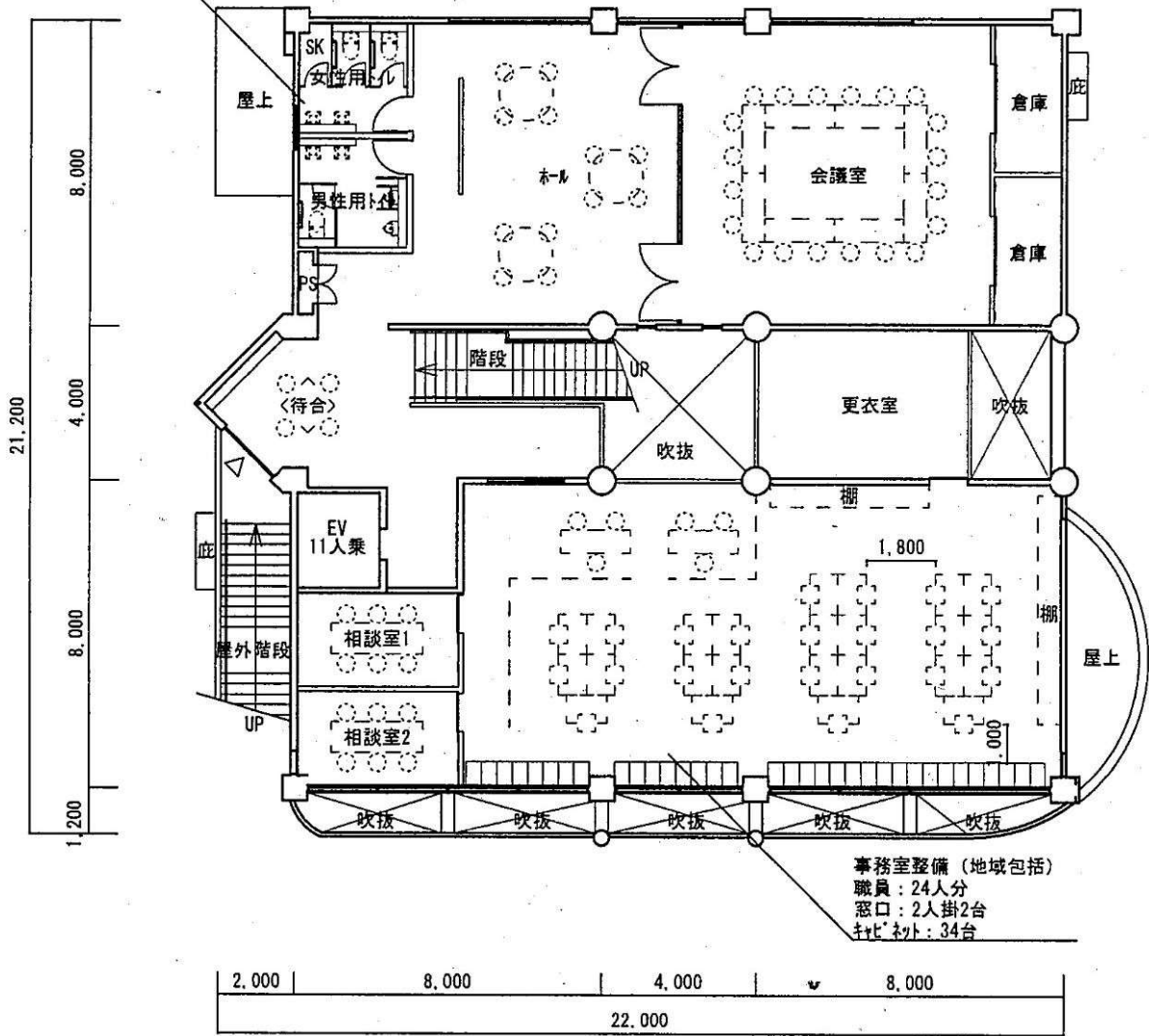
【参考資料】

○相談センター平面図（1階）

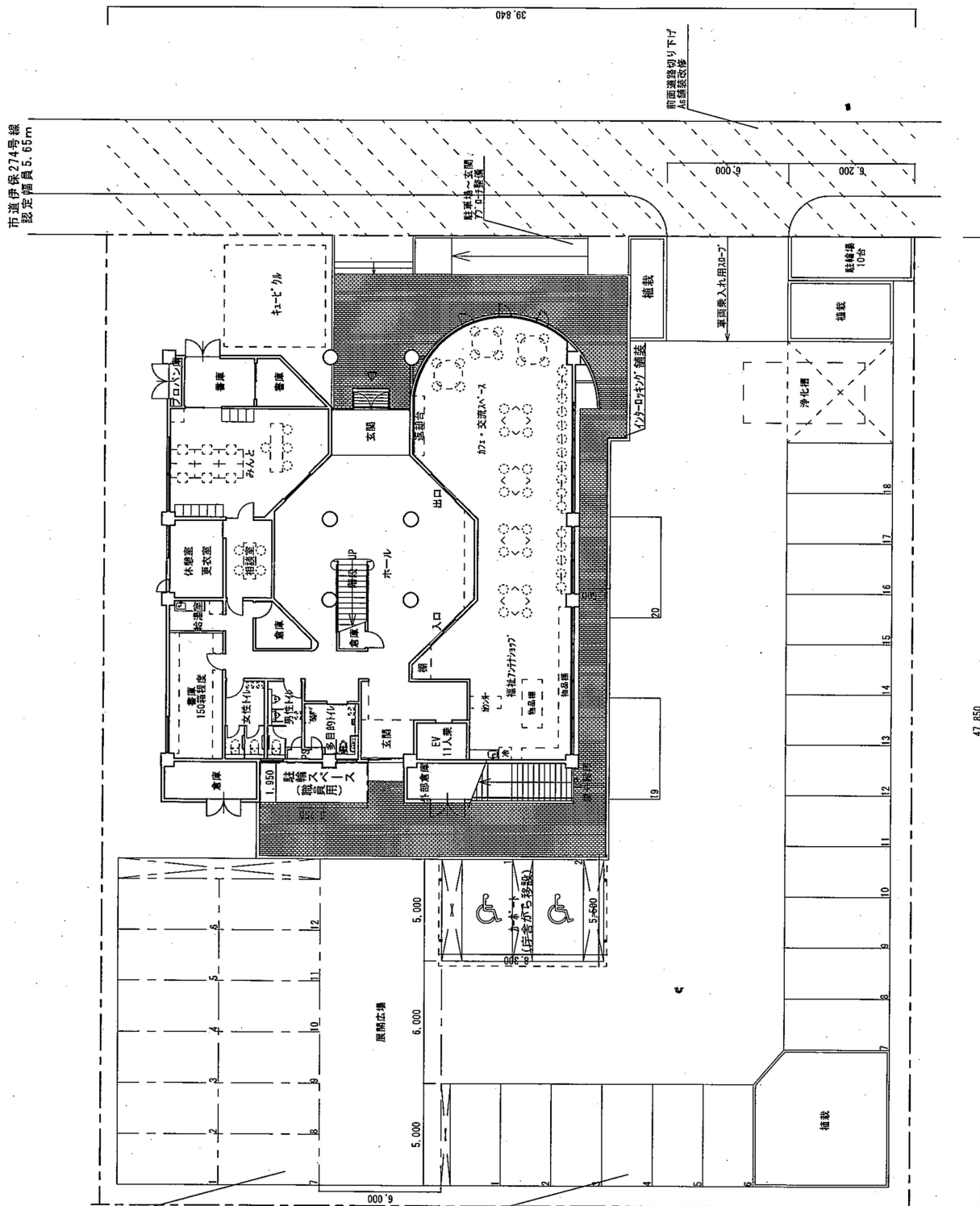


○相談センター平面図（2階）

トイレ改修
 ・男性トイレ：大1、小2
 ・女性トイレ：大2



○相談センター配置図



市道伊保274号線
認定幅員5.65m

●公用車駐車場
12台駐車

●駐車場整備
車路：AS舗装
駐車区画：緑化(キヤ)
駐車台数：22台(うち身障用2台)
合計駐車台数：34台

○見積比較表

予算見積回答	概算工事費	内容	工事概要	備考
予算見積回答 その1 (12/25回答)	192,412,000円 (77㎡未満) 156,728,000円 (77㎡未満)	・ 既設園舎を改修し用途変更を行う工事。 ・ 外壁改修に伴い77㎡未満調査費別途(約6万円/箇所)必要。	・ 外構工事: 駐車場、77㎡未満整備等 ・ 77㎡未満除去工事: 外壁全面約800㎡ ・ 内装改修工事: 各階居室、トイレ、建具等 ・ EV設置工事: 11人乗 ・ 外壁・屋上防水改修工事 ・ 電気設備工事及び機械設備工事一式 ・ 77㎡未満除去工事: 外壁全面約800㎡ ・ 解体工事: 鉄筋コンクリート造2階建約800㎡ ・ 新築工事: 軽量鉄骨造2階建約800㎡ ・ 外構工事: 駐車場、77㎡未満整備等	既設園舎 ・ 鉄筋コンクリート造2階建て ・ 敷地面積: 1,914㎡、延べ床面積: 804.33㎡ (1階: 424.17㎡、2階: 380.16㎡)、 建築面積: 452.23㎡
予算見積回答 その2 (1/15回答)	486,200,000円 (77㎡未満) 420,200,000円 (77㎡未満)	・ 既設園舎を解体し、77㎡未満にて事務所を新築する工事。 ・ 既設園舎解体に伴い77㎡未満調査費別途(約6万円/箇所)必要。	・ 土地(田)購入: 約2,000㎡ ・ 造成工事: 約2,000㎡ ・ 新築工事: 軽量鉄骨造2階建約800㎡ ・ 外構工事: 駐車場等約1,600㎡ ・ 浄化槽工事一式	
	499,700,000円	・ 別敷地で土地(田)を購入し造成を行い、77㎡未満にて事務所を新築する工事。購入する土地は市街化調整区域を想定。		
	563,200,000円	・ ユーアイ福祉交流センターに増築する計画。 ・ 2階にすべての室を配置し、1階はトイレ(駐車場のまま)とする。	・ 増築工事: 鉄骨造2階建約680㎡ ・ 外構工事: 既設駐車場一部撤去復旧 ・ その他工事: 増築による既設建築物への建築基準法の適及対応。(内装、排煙等)	既設建築物 ・ 鉄筋コンクリート造2階建て ・ 敷地面積: 5,473㎡、延べ面積: 2,612.71㎡ (1階: 1,281.14㎡、2階: 1,288.78㎡)、 建築面積: 1,491.86㎡
予算見積回答 その3 (1/29回答)	155,892,000円 (77㎡未満) 119,823,000円 (77㎡未満)	・ 既設園舎を改修し用途変更を行う工事。 ・ 外壁改修に伴い77㎡未満調査費別途(約6万円/箇所)必要。	・ 外構工事: 駐車場、77㎡未満整備等 ・ 77㎡未満除去工事: 外壁全面約800㎡ ・ 内装改修工事: 各階居室、トイレ、建具等 ・ 外壁・屋上防水改修工事 ・ 電気設備工事及び機械設備工事一式	既設改修(12/25回答分)の内容変更案。 変更箇所 ・ 2F更衣室、休憩室、会議室(1箇所)改修取止め ・ キュービクル設置取止め ・ エアコン設置数変更 など
予算見積回答 その4 (6月回答)	199,430,000円 (77㎡未満) 163,779,000円 (77㎡未満)	・ 既設園舎を改修する工事 ・ 外壁改修に伴い77㎡未満調査費別途(約6万円/箇所)必要。	・ 外構工事: 駐車場、77㎡未満整備等 ・ 77㎡未満除去工事: 外壁全面約800㎡ ・ 内装改修工事: 各階床、壁、天井、建具、トイレ ・ EV設置工事: 11人乗 ・ 外壁・屋上防水改修工事 ・ 電気設備工事及び機械設備工事一式	既設改修(1/29回答分)の内容変更案 変更箇所 ・ 建築基準法による用途変更不要(幼稚園→事務所) ・ 1Fに福祉アンテナショップ、カフェを設置 ・ 地域包括の事務所を2Fに移動 ・ 各階内装改修追加